

防府市デジタル推進本部設置要綱

平成23年4月1日制定

(目的)

第1条 デジタル技術の進展がもたらす社会情勢の変化に的確に対応し、市民が快適で活力に満ちた質の高い生活を送れるよう必要なデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）に係る施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、行政運営の効率化やDXに対応できる人材の育成を実現するために、全庁的な協議検討機関として、防府市デジタル推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) デジタル関連及びDX関連施策の調整及び推進に関すること。
- (2) 国及び県のデジタル関連施策への対応に関すること。
- (3) 社会保障・税番号制度の推進に関すること。
- (4) その他本市のデジタル化及びDX推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、総合政策部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 本部長が必要と認めるときは、本部員でないものを会議に出席させることができる。

(部会の設置)

第6条 推進本部に部会を置く。

- 2 部会は、本部長の命を受け推進本部の事務を処理する。
- 3 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

- 4 部会長、業部会長は、部会員の互選により定める。
- 5 部会員は、事務局の推薦により本部長が指名する。
- 6 部会長は、部会を総括する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 8 部会は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

(DX推進リーダー)

第7条 本市におけるDXを推進するため、各所属長は、その所属する職員の中からDX推進リーダーを指名し、DX推進リーダーは次の各号に定めることを行う。

- (1) 適切なデジタル技術を活用した各所属の課題解決
 - (2) DX研修への参加及び所属における研修成果や意識の普及
- (事務局)

第8条 推進本部の事務局は、総合政策部デジタル推進課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

防府市IT推進本部設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

総務部長	文化スポーツ観光交流部長	生活環境部長	福祉部長
保健こども部長	産業振興部長	土木都市建設部長	会計管理者
議会事務局長	監査委員事務局長	選挙管理委員会事務局長	
農業委員会事務局長	消防長	教育部長	上下水道局次長